

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成28年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	平成29年2月20日（月）午後3時30分～午後4時11分
開 催 場 所	武蔵村山市民会館会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：有吉委員長、池谷委員、小野江委員、五十嵐委員、井口委員、羽鳥委員、先久委員、荒幡委員、福田委員（代理：東京都多摩立川保健所 小池課長代理）、小山委員 欠席者：田村副委員長、栗原委員、蜂谷委員、藤田委員、吉野委員 事務局：教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	議題 1 平成29年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：平成29年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 原案のとおり承認することに決定した。 議題2：その他 特になし
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	議題1：平成29年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について （委員長） ただいまから平成29年度第1回武蔵村山市学校給食運営委員会を開催する。本日の出席委員は10人であり、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しているため、会議は有効に成立することを報告する。 これより議題1「平成29年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について」お諮りする。事務局より説明を求める。 （事務局） 学校給食基本計画は、教育委員会で毎年度策定しているもので、これを基本に学校給食の運営がなされるというものである。 1ページ、1の基本方針であるが、来年度、学校給食法等の関係法令等の改正は予定されていないことから、(1)の学校給食実施に係る基本方針については、昨年度と変更はない。 内容としては、本市の学校給食は、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、アからキまで掲げているものであるが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとしている（アからキまで朗読）。 次に、(2)の学校給食業務実施に当たっての基本的事項であるが、平成29年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を、5つ取り上げている。 まず、アの学校給食の実施については、「成長期にある児童及び生

徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。」としている。

これが学校給食の実施に当たっての基本的な考え方となる。

2ページに移り、イの食育・地産地消の推進についてである。

昨年度までは「食育の推進について」としていたが、現在策定中の「第二次教育振興基本計画」において、「食育と地産地消の重視」が掲げられていることから、このように改めさせていただいた。

具体的には、毎月の予定献立表の紙面を活用した食に関する情報の提供や旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めるとしている。

また、食育及び地産地消の観点から、これまでと同様、地元農家に御協力をいただきながら、地場産食材を積極的に使用することとしている。

続いてウの安全・衛生管理についてであるが、「学校給食衛生管理基準や厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努める。」としている。

特に、職員の衛生管理に関しては、学校給食衛生管理基準で義務付けられている月2回の細菌検査に加え、本市では、ノロウイルスの流行期である10月から3月までの間において、調理従事者を対象に月1回のノロウイルス検査を実施している。学校給食が原因となる食中毒予防のため、新年度においても、これを継続して実施する。

次にエの学校給食費会計の公平化・公正化についてである。

ここで、資料の3点目の「給食費（現年度分）収納率の推移」のグラフを御覧いただきたい。

本市の現年度分の学校給食費の収納率は、平成15年度から平成22年度までの8年間、98%台で推移していたが、平成23年度に99%台を回復し、9月分以降の給食費をそれぞれその前月末に引き落としをさせていただき、いわゆる「前払い制」を導入した平成25年度では99.40%、さらに、昨年度は99.54%まで向上したところである。

基本計画書の2ページにお戻りいただきたい。

ただいま御覧いただいたとおり、収納率はかなり高い数値になってきてはいるが、学校給食で使用する食材の購入費は給食費をもって充てており、全ての保護者に公平に負担していただく必要があることから、給食費の重要性について保護者に十分周知するとともに、引き続き、教育

委員会と学校とが緊密に連携し、収納率の向上を図っていくこととしている。

最後にオの給食業務の民間委託についてであるが、「中学校学校給食調理等業務」については、平成22年4月から民設民営の委託方式で実施しており、これまで、継続して安定的な業務の運営がなされている。

当初の委託期間は、平成26年度までの5年間であったが、その後、平成27年度から平成31年度までの5年間についても、委託を継続することとしたところであるので、引き続き、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底していく。

なお、当初の契約にはなかったが、平成27年度以降の委託の継続に当たっては、受託者に対しても、ノロウイルス検査を、市の職員と同様に実施させることとしている。

一方、小学校の学校給食調理等業務についてであるが、老朽化している現在の給食センターの施設の整備と合わせた中で民間に委託することを考えている。

なお、委託する内容としては、中学校給食と同様、調理・配送・配膳並びに喫食後の食器・食缶等の洗浄ということで、給食の根幹をなす献立の作成や食材の調達は、引き続き市が責任をもって行うこととして、今後検討を進めていく。

以上、平成29年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項について説明させていただいたが、2ページの最後の3行にあるように、平成29年度においても、「引き続き安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努める」こととしている。

基本方針については、以上である。

続いて、基本計画について説明する。

3ページ(1)の年間給食日数については、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則第5条に規定するもので、昨年度と同日数であり、1年間に給食が提供される限度日数となる。

次に、(2)の給食費の1食当たりの平均的な単価及び給食費の額についてであるが、表に記載のとおりとなっている。

次に、4ページ(3)の給食基本人員であるが、平成28年10月1日現在の推計値であり、全体で7,115人である。平成28年度と比較すると、全体で168人の減となっており、小学校は166人の減、中学校で2人の減となっている。

次に、(4)の献立目標であるが、小学校・中学校とも昨年度と同様とし、小学校では、米飯の割合は80%、パンは10%、麺も10%となっている。中学校では、米飯の割合は90%とし、パン4%、麺6%としている。

続いて、5ページ及び7ページの(5)学校給食センターの稼働についてであるが、小学校・中学校ともに稼働日数は192日とし、平成29年度の学校給食センター（小学校）の学期別稼働日は6ページの資料(1)の、また、中学校の学期別稼働日については8ページ資料(2)の学期別稼働表のとおりである。

次に、9ページ3の歳入歳出予算概要について説明する。

〈予算概要及び歳入予算の内訳については、資料のとおり。〉

(委員長) これで説明が終わった。これより質疑に入る。

(委員) 2ページにある民間委託の件で、小学校の給食業務は民間委託に向けた検討を進めるとなっているが、今はどういう段階にあるのか。

(事務局) 給食業務の民間委託は、かねてから市の方針として示されているが、学校給食課としては、老朽化した施設の更新の際にということ考えている。現在のところ、施設の更新に向けた具体的なスケジュールが定まっていないところであり、施設の更新が具体化された時点で、その中で民間委託についての検討も進んでいくものと考えている。したがって、しばらくの間は民間委託にはならないと考えている。

(委員) 学校給食費の件で、他の資料で、武蔵村山市の給食費は東京都の中でも下の方で、金額が低い状態であるというのを見たことがある。助かっているし、ありがたいと思っているところだが、この金額については、学年が高くなると高くなっているが、この学年ごとの金額というのはどのくらい変わっていないのか。

(事務局) 手元に昭和63年度からの給食費の資料があるが、昭和63年当時でも、小学校1・2年生、3・4年生、5・6年生、そして中学校1年生から3年生までが同じ月額となっているので、少なくとも昭和63年にはこのような体系になっていたということになる。

(委員長) その他意見、質問はないようなので、以上で質疑を終了する。ただいま議題となっている平成29年度武蔵村山市学校給食基本計画書については、原案のとおり承認することに異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、平成29年度武蔵村山市学校給食基本計画書については、原案のとおり承認することに決定する。

議題2：その他

(委員長) その他として委員の皆様から何かあるか。

－特になし－

事務局からは何かあるか。

(事務局) 特にない。

(委員長) それでは、「議題2 その他」についてはこれで終了する。

